

議案 才 1.32 号

倉吉市外六ヶ町村伝染病院組合規約一部改正の件

倉吉市外六ヶ町村伝染病院組合規約中一部を左記の通り改正するものとする

昭和二十九年十二月二十七日 提出 三朝町長 坂 出 雅

議決 三朝町議会議長 天 野 廉

昭和二十九年十二月二十七日
原案可決

倉吉市外六ヶ町村伝染病院組合規約中一部改正について

才一條を次の通り改める

才一條 この組合は倉吉市外六ヶ町村伝染病院組合(以下組合)と称する。

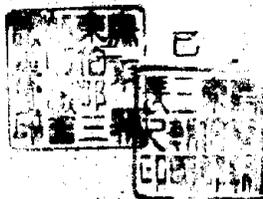
才二條才二項中 灘手村の次に

由良町 大誠村 栄村 を加之る

才五條才二項中

議員の定数は「十八名」とあるを「二十四名」と改める。

区分中 灘手村の次に



由良町 二名
大誠村 二名
栄村 二名
を加之る

附 則

この規約は昭和二十九年十月二十日から適用する。